

ムンド・デ・アレグリア松本校長にペルー政府より叙勲

静岡県浜松市にあるペルー人学校ムンド・デ・アレグリアの松本雅美校長に、ペルー国政府より国家功労賞が贈られ、去る7月20日東京都渋谷区のペルー大使公邸において伝達式が行われた。招かれた関係者等約50人が見守る中、ファン・カルロス・カブニャイ駐日大使より、勲章とアラン・ガルシア大統領、ガルシア・ペラウンデ外務大臣の署名が入った勲記が手渡された。

カブニャイ大使は、同校が、ペルー国外で初めてペルー人学校としてペルー国政府の認可を得た経緯を述べ、同校がペルー人子弟に対してペルーの歴史や文化、ペルー人としての誇りを教え、ペルー国に多大な貢献をしていることを賞賛した。

松本校長は、「ペルー人に頼まれ、ペルー人の学校を作ったのにペルー人に裏切られたこともあったが、カブニャイ大使に出会い、もう一度ペルー人を信じようと思った」と感謝を述べ、自身が在籍し、日系人と出会うきっかけにもなったスズキ自動車の鈴木修会長の理解と支援に改めて感謝を述べた。

同校は、2003年に設立。懇願されたにもかかわらず集まった生徒は13名。送迎や給食を含め46,000円という月謝の負担が保

護者に大きくのしかかっていた。松本校長は私財を投げ打って学校を継続するとともに公的補助を得るために奔走。自前の校地、校舎を持つという認可条件を県独自の規制緩和の動きもあってクリアし2004年に12月に南米系外国人学校として初めて各種学校の認可を受ける。しかし、年間補助金はわずか145万円で、目標としていた月謝の大幅値下げも達成できず、生徒増が見込めなくては存続も厳しくなり一時は閉校を決意する。失意にあった2005年、スズキ自動車鈴木会長の働きかけで3月に地元企業53社からの寄付金2,000万円が集まった。月謝を半額にすることができた結果、同月末には生徒数が14名から50名となり、同年8月学校法人の認可を受けることができた。

2010年1月に浜松市が開設した外国人学習支援センターの2階を校舎として借り受け、念願の校舎問題解決を見、現在在籍生徒数は100名。月謝は幼稚園、小学生が15,000円、中学・高校生が20,000円と相場の半額以下であるという。2008年秋以降の世界的な不景気により運営は未だ安定には至らないが、日本の高校、大学に進学する生徒も出てきており、「外国人が外国人のまま日本社会にしようという『甘え』を持つことのないように」と、自身は「日本人」の立場で、今後も外国人子弟の教育に「走り続ける」決意を語る松本校長である。

10月26日から3日間にわたって開かれる第52回海外日系人大会3日目の28日には、ムンド・デ・アレグリア校のペルー人およびブラジル人児童・生徒が自分の夢について語る「在日日系人こども発表会」が行われる。



カブニャイ駐日ペルー大使(左)より勲章の伝達を受ける松本校長

東 日本大震災に海外日系人からの寄付金16億円以上

当協会が、各国の日系団体及び邦字新聞社に対して行った独自の調査の結果、海外日系人・日系社会から赤十字や当協会を通じて被災地支援に寄せられた義捐金の合計が少なくとも16億1,000万円以上となっていることが分かった。

ブラジル、アメリカについてはまだ増えている。

東日本大震災における海外日系人を中心とした募金額
2011年9月(海外日系人協会調べ)

ブラジル	60,000万円	パラグアイ	3,200万円
アメリカ	76,000万円	アルゼンチン	2,500万円
カナダ	9,000万円	ボリビア	600万円
オーストラリア	2,100万円	ペルー	2,000万円
メキシコ	5,600万円		
		合計	16億1,000万円

沖縄旅行で家族のルーツを確認



JICAの日系研修生受入事業は、民間団体等が提案し実施する国民参加型事業と位置づけられている。医学や科学技術分野等の個別コースと、継承日本語教育教師などの集団コースがあり、3カ月未満の短期から、10カ月までの長期と期間も様々だ。平成23年度は年間約120名が来

日、研修予定で、当協会は集団、個別合わせて58人を受け入れ、研修を実施する。

4月に来日したブラジルの仲宗根純子シルビアさんもその一人。難病で知られる筋ジストロフィーの先進的治療を研修テーマに、1月まで「個別長期:技術者コース」の一員として、北海道函館市から約70kmの二海郡八雲町にある国立病院機構八雲病院で研修中。研修中中盤を過ぎ、ますます充実した日々を送っている。

シルビアさんはサンパウロにあるブラジル筋ジストロフィー協会に作業療法士として勤務している。クリニックは医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、栄養士、教育係等を擁しており、シルビアさんは上腕リハビリテーション専門家として一日5時間リハビリ用のプールで働いている。

八雲病院は北海道唯一の小児期発症の神経筋疾患専門病院で、筋ジストロフィー120床、重症心身障害児(者)120床の計240床。家族と同室で過ごせるホームケア室があり、北海道全域から集まる入院患者家族や外来患者のための町運営の“いこいの家”や、小・中・高等部を併設した道

内最大の養護教育施設八雲養護学校も隣接しており、難病治療に対する総合的な取り組みを実践する場となっている。

シルビアさんは、恵まれた環境の中で、作業療法、呼吸リハビリテーション、チーム医療について見学し、実際に何人かの患者を担当して、補助機器を使用し絵を描くことや車いすでの活動など、様々なケースで補助を行った。研修の成果は、定期的にブラジルの同僚にスカイプ(インターネットを利用した通話ソフト。カメラを使ってテレビ電話のように話すこともできる)で報告し、技術のフィードバックとともに、ブラジル日本双方のスタッフの技術交流にもつながっている。

八雲病院での研修のほか、札幌医大のクリニックや名古屋、大阪での学会にも参加。日本各地を訪れる機会を持ったが、9月に訪れた沖縄は特別だった。シルビアさんの祖母は沖縄の出身である。日本に来て一番楽しみにしていた旅であった。

音楽や食べ物や町の雰囲気や人々が着ている洋服、城など、沖縄の文化は、日本本土で見たものとは違っていることがとても興味深かったが、ブラジルの家でふつうに作っていた料理のいくつかを沖縄で食べることができたのは別の意味で驚きだった。それは本土で見ることはなかったものだったからだ。自分の家族に伝わる風習、サンガといわれる魔除けやお客には必ず2杯以上お茶をいれることなども沖縄のものだということが分かったと言う。

自身の日系人としてのルーツを確認し日系というアイデンティティをより強くしてもらうことも日系研修事業の大きな成果である。

JICA日系研修員の24年度の募集は10月中旬以降から12月にかけて行われる予定で当協会が提案する個別、集団の両コースの概要も追って協会ホームページ上に掲示する。

当協会「日系人東日本大震災募金」累計2000万円超す 受付期間12月28日までに延長

これまで当協会に寄せられた寄付金は、10月3日現在で累計2,170万円を超え、6月21日に岩手県、宮城県、福島県の被災3県あてに合わせて約1,300万円を贈呈したのに続き、それ以降に届いた約870万円については10月19日、同様に各県東京事務所を通じ被災3県に贈呈しました。前号で御紹介した以降義捐金をお寄せいただいたのは、カナダのトロント新移住者協会、パラグアイのラパス日本語学校、ボリビアのサンファン学園、サンタクルス中央日本人会、ブラジルの西部アマゾン日伯協会、マナウス福音ホーリネス教会(順不同)。個人からは、ボリビア・沖縄移住地で行われたバザーの収益金をとりまとめられた寄付もありました。

また、チリのバルパライソ日系人協会からは、在日日系人による被災地支援活動に役だて欲しいと寄付がありました。

海外の皆さまからは依然として続々と義捐金が寄せられており、当協会では募金受付期間を12月28日まで延長することとし、今後、在日日系人が直接行う支援活動も募金の贈呈先として視野に入れていきます。引き続き、みなさまの温かいご支援をお願いいたします。なお募金および送金の状況につきましては当協会ホームページにも掲載しております。<http://www.jadesas.or.jp/post.html>

1. 海外からの振込

銀行名:SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION
(SWIFTコード:SMBC JP JT)
支店名:MINATOMIRAI BRANCH
支店住所:1-1-8 SAKURAGI-CHO, NAKA-KU, YOKOHAMA-SHI,
KANAGAWA JAPAN 231-0062
支店Tel:81-45-683-3651
口座名義:The Association of Nikkei & Japanese Abroad
店番号-口座番号:Account No.300-0114898(口座通貨 円建て)

2. 日本国内からの振込

銀行名・支店名:三井住友銀行 みなとみらい支店
口座番号:普通 0114898
口座名義:ザイ)カイガイニッケンジンキョウカイ

スイスの日本人相互援助ボランティア団体 ケアチームジャパン

スイスは、欧州の中でもイギリスやフランスなどに比べて、日本人移住の歴史が比較的まだ浅く、在スイス日本人の高齢化の問題は、本格的にはまだこれから始まるという段階です。そのような中、近い将来の日本人人口の高齢化に備え、相互援助の仕組みを整えていくことを目的に、2002年、チューリッヒにおいて、ケアチームジャパン(CTJ)が立ち上がりました。何もないところから発足メンバー11人が手弁当で始めた会も、現在では会員数150人を超える大所帯となり、2004年にはジュネーブ支部も発足しました。

母国語と異なり、習得した言語は忘れやすいと言われます。高齢化、また認知症などにより、もしも自分が外国語を話せなくなったら、日本語を解さない家族とコミュニケーションが取れなくなるのではないかという不安。若い時は外国にも適応しているけれども、歳をとればとるほどに日本の習慣や文化に触れていたいという思いが強くなり、外国暮らしで不自由するのではないかという不安。設立準備時と数年後、2回にわたって行ったアンケート調査でも、こうした不安が、高齢化に伴う心配ごとという項目のトップを占めました。和食に不自由することについての不安の声も多く聞かれました。こうした結果を踏まえ、日本語での話し相手、通院の付き添い、和食の提供など、まずはできることから準備を整えることで会の活動は始まりました。

冒頭で述べましたように、スイスでは高齢の日本人は、まだそれほど多くなく、私たちの会でも70代後半以上の方は少数です。中年層が多い関係で、遠く日本に住む高齢の親の介護についての心配も数多くあることが明らかになってきました。また小さな子供を持った若い日本人お母さん達のサポートも必要だということが分かり、必要な支援を充実させていこうと会員の色々なアイデアを一つずつ実行してきました。ベビーシッターは最も必要とされているサービスの一つです。

このように、CTJでは日本語ならでの支援が必要な人とそれらのサービスを提供できる人をつなぐ活動をしています。設立当初より日本のナルクNALC (Nippon Active Life Club)と提携し、ナルクの時間預託制度を導入して、一時間のボランティア活動で1ポイントを獲得し、自分やスイスの配偶者、また日本に住む高齢の

親に援助が必要となった時などに、自分の貯めたポイントを使って、スイスで、あるいは日本で、ナルク会員(日本の場合は最寄りのナルク支部の会員)から援助を受けることができます。例えば、スイスでベビーシッターをして貯めたポイントを使って、日本の親の援助、介助に役立てるといったようなことができるのです。

日本に住む親に、さらに専門的な介護が必要となった場合には、CTJのもう一つの提携先、「海を超えるケアの手(シーケア)」に援助を依頼するシステムも整えました。

CTJではこの他に、年3回の会報の発行、定例会、茶話会、バザー、勉強会など、様々な活動を行っています。日本人医師を講師に招いて認知症、スイスの介護事情などについて学んだり、臨床心理士の会員による心のケア、ストレスについての講演、舞踏家の会員によるボディ・ワークショップなど、様々な学びの機会もあります。また、老人施設の見学なども繰り返し行ってきました。

活動が始まって10年近くになりますが、この間に、英国日本人会、オランダの日蘭シルバーネット、フランスのマロニエの会、ドイツのメインラインの会など、欧州の他の日本人会と情報交換し、お互いに訪問し合うなどの交流も増えてきました。海外日系人協会と、海外日系人大会のことを教えていただいたのも、そのような交流のおかげでした。今後、欧州の日本人会ネットワークが広がり、深まっていくことは大変心強いことです。世界中に暮らす日系人のネットワークに私どもの会が繋がっていくことを心から楽しみにしています。



7月当協会を訪れたケアチームジャパンのみなさん

賛助会員のご案内

当協会では、当協会の事業目的および活動趣旨についてご賛同いただける賛助会員を募集いたしております。会費・特典等は下記をご参照下さい。

日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての歓迎交流会にもご参加いただけます。

この機会に、ぜひとも当協会賛助会員へのご加入をご検討下さいませようお願い申し上げます。

海外日系人協会賛助会員

◆年会費

- ・国内 企業団体：1口以上 一口 30,000円/年
- 公益団体：1口以上 一口 10,000円/年
- 個人：1口以上 一口 10,000円/年
- ・海外 団体：1口以上 一口 100ドル/年
- 個人：1口以上 一口 100ドル/年

◆特典

- ①海外日系人大会レセプションのご招待(国内)
- ②季刊「海外日系人」誌の送付(年2回発行)
- ③「NIKKEI NETWORK/海外日系人協会だより」の送付(年4回)
- ④当協会企画の南米視察・訪問団等のご案内
- ⑤当協会が発行する刊行物の割引

◆送金

- ・国内 ①郵便振替 口座番号：0010-5-703428
加入者名：財団法人 海外日系人協会
- ②銀行振込 (銀行名) (支店名) (普通預金口座番号)
- 三菱東京UFJ銀行 横浜 4472220
- 三井住友銀行 みなとみらい 0110749
- みずほ銀行 横浜 2530298
(口座名義) ザ カイガイニッケイジキョウカイ
- ・海外 国際郵便為替 又は 銀行小切手
(宛先名) THE ASSOCIATION OF NIKKEI & JAPANESE ABROAD

CIATE合同研修会の報告

CIATEでは、訪日就労希望者を対象に、就労や市民生活を送るのにあたり必要な情報提供を行う「事前研修セミナー」を毎週火、木曜日に、午後2時より2時間程度CIATE職員と、外部の講師を招いて開催しています。それ以外に、2か月に1度「合同研修会」を土曜日に開催しております。

これは直近の訪日就労希望者だけではなく、デカセギや日本の事情に興味のある方など、対象を広げ開催しております。両研修会とも通常CIATE会議室を使用し、受講料に関しては無料で実施しています。

9月24日(土曜日)CIATE及びNIATRE(婦伯労働者情報支援センター)「合同研修会」について報告いたします。3名の講師を迎え、次の演題にてCIATE会議室で14時より18時まで開催しました。

斎藤ワルテル・トシオ株式会社TS社長(在埼玉県)「成功への物語・日本の地でデカセギからの起業、経営者へ」、小川ロザーナ・モラエスSENAI職業訓練所教師「ブラジル労働市場における新しい人生設計」、紫牟田ヒロシNICOM社長(建設資材販売)「ブラジルの新たな進路の方向」。

今回の講演者である斎藤氏は、デカセギ者で起業を目指し、それを現実のものとした経営者です。在日日系人の会議等で、斎藤氏の名前と、埼玉県で農業関係仕事を手広くされている事を何度か聞くうちに、1度直接訪問し話を聞きたいと思い、今年の1月に埼玉県児玉郡にある彼の会社を訪問しました。年に数度仕事の関係で帰伯することを聞き今回の講演依頼となりました。その後、東日本大震災直後の被災地での救援活動に奔走し、自身の会社が所有するバスに食料など支援物資を調達し被災地に運び、帰

りのバスには在日ブラジル人を中心に帰国希望者を便乗させ救援活動など行い5月にはその活動が、『神様のバス』とし日本テレビ系列のドキュメント番組で放映され、ブラジルでも大きな反響を呼びました。

斎藤氏は1990年に初めてデカセギとして訪日。彼が22歳の時でした。訪日に当たり目標として、単に工場での勤務だけでなく日本での起業を考えていたとの事でした。その為には日本語の習得が重要と考え、なるべくブラジル人の手を借りず日本人との交流をする事が日本語を習得していける方法だと思い、それを実行していったとの事です。

起業に当たり、資金が必要になることから、高収入が見込まれた高圧電線鉄塔の建設現場等で数年働き資金を蓄えました。

最初の起業は1995年で、有限会社を自宅のアパートに設立し服飾裁縫の仕事始めるも、軌道に乗らず閉鎖と挫折を味わいました。

その後、派遣業を始め漸く3年目くらいに軌道に乗りだし、その頃より在日ブラジル人子弟の学校を開校し、その後2002年移転し、現在の「学校法人ティー・エス学園」の基礎となりました。

株式会社TSでは車部品の製造、電子機器、農業分野、貿易部門など多角化経営で約200名の日系ブラジル人の雇用を確保し、特に農業分野では、深谷ネギ、マンジョカ、ブロッコリーなどを栽培。最新の農業技術を使い、更なる大規模農業を目指しています。因みに深谷ネギの出荷量は埼玉県内2位を誇っているとの事。但し最近の台風で作物に被害が出て収穫量が心配との事でした。そして農業用地を拡大させ更なる雇用拡大の夢を



斎藤TS社長(右)と

持っていると言いました。その地域に住んでいるブラジル人と、日本人とのコミュニケーションを図り、雇用の場を創造することにより、地域での連帯が強くなると思うとの事です。

自身にこのようなチャンスを与えられた日本に対し、感謝の言葉が述べられました。

訪日就労者が日本で生活していく中で最も重要なことは、日本人とお互いの文化を理解し共生していく事であり、その為には日本語の習得が必要であり、地域に根付いて欲しい、日系人だけで固まらないで欲しい、と話をされ今回の講演の終了としました。

コラボラドーレス・シンポジウム 開催のお知らせ

例年開催している『コラボラドーレス・シンポジウム』は今年、11月5、6日開催を予定しています。

今年のテーマは「日本が直面する現状と訪日就労希望者の事前研修の重要性・日本語習得/計画性の訴求/個々のスキルアップ」とし、厚労省外国人雇用対策課山本麻里課長、NPO法人愛伝舎坂本久海子理事長など、各分野の専門家に講演をしていただく予定であります。

今回のこの紙面において、シンポジウムの報告をさせていただき所存です。

離婚と在留資格

相談センター所長 西山 巖

(財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

9:30～12:30 13:30～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-663-3258

2011年4月から2011年9月(6カ月)における当相談センターが受け付けた相談件数等は次の通り。

相談者の人数は838人、相談件数では1,507件(前年度比58.2%減)であった。相談者の男女別内訳は、男性389人、女性449人で国別相談者数は、ブラジル人49%、ペルー人24%、日本人22%、その他14カ国となっている。内容別にみると、生活相談が一番多く、保険・年金税金、研修・奨学金、労働問題、通訳・翻訳と続いている。

国外退去命令

相談 私は非日系ブラジル人で子供が一人います。日系ブラジル人と結婚し、子供が出生する前に都合で離婚しました。子供が生まれた時、夫からの賛同が得られないまま自分の滞在許可は既に失効していました。

子供の出生後、移民局に出頭し、子供及び自分の滞在許可について申請したところ、子供については3年の許可が得られましたが、自分については3カ月毎に出頭義務のある「仮放免許可」が下りました。今回出頭した際、「国外退去の手続きに入るための書類」に署名させられました。これから先、不法滞在者として法務省にて出国命令が検討されていることと思われます。

質問ですが、前述の「国外退去命令手続きに入るための書類」に署名したことを後悔しています。かといって弁護士を雇う経済的余裕がありません、今は生まれた子供に対する政府からの手当で生活している状態です。日本が大好きで、子供も日本で育てていきたいと希望していますが、日本に住み続けるために方策はないのでしょうか。

対応 貴方が署名した書類は決して退去を促進するための書類ではないと思われます。

入管に滞在許可申請を既に提出しているのであれば、まずその進捗状況を確認することが先決でしょう。貴方は決して国益に反しているわけではなく、夫が貴方の滞在許可の更新を拒否したことで不法滞在状態になっているだけです。日本政府は「強制送還」の方法はとらず、「在留特別許可」の付与を検討すべきであると思われ、おそらくその方向で検討を進めているものと思われます。

日本に住み続けることを強く希望しているのであれば、それを強く説明した強制送還への「異議申し立て書」を提出する必要があるのではないのでしょうか。

そのためには、日本語のできる人をお願いし、貴方の入国から結婚、離婚、出産にいたる状況及び現在の経済状況を日本語で詳しく記載したものを入管に提出する必要があると思います。

この方法をとったにもかかわらず、「国外退去命令」が出された場合、次の段階として、貴方が住んでいる地域の「地方裁判所」に訴え出ることも考えておいて下さい。

滞在許可の更新

相談 私は非日系ペルー人で、夫は日系三世です。私達の間には12歳の娘がいます。最近夫婦関係が悪くなり危機的状態に陥っていることから、離婚に向け話し合いが進んでいます。にも関わらず、1カ月前、3年有効の滞在許可を取得しました。娘と共に住むということが許可更新の手助けになったものと思われます。離婚する状態で許可を受けたことに後ろめたさを感じていますが、この状態で日本に住み続けてもよいのでしょうか、又、正式に離婚した場合、日本での滞在はどのようになるのでしょうか。

対応 日本人の場合でも、種々の理由で夫婦が別居生活を強いられる例は多くあります。従って外国人同士の別居生活も別に違法で

はありません。従って、正式に離婚していない段階での滞在許可更新申請に対し、入管は拒否する理由はありません。しかし、近年偽装結婚で不法に滞在する外国人が増加していることから、入国管理局は外国人の滞在許可申請に神経を尖らせています。

貴方の場合、正式な離婚が成立していない現段階において、通常の3年有効の滞在許可更新を認めたのは理にかなった方法だと思われます。もし、正式に離婚が成立していれば、滞在許可の更新は不可であり、日本から出国せざるを得ません。

法律上日系人と結婚していれば、外国人であれ定住許可が取得でき、日本で長期滞在が可能ですが、この日系人が都合で外国に長期に滞在し、再入国許可を取得していない場合は、当該外国人は日本に住み続けることは出来ません。

前述のとおり、貴方の場合、未だ正式な離婚に至っていない状態ですので、堂々と日本に住み続けることができます。しかし離婚すると種々問題が起こります。滞在許可の問題は勿論のこと、子供の問題が一番大変だと思われます。夫婦で慎重に話し合い、可能な限り離婚に至らないようお互いに努力することをお勧めします。

裁判離婚

相談 私は日系ブラジル人三世で3年前にペルー人二世と結婚しました。子供は未だ居ません。子供ができなことから、最近夫婦仲が悪くなり、2週間前夫は家を出たまま音信不通となってしまいました。家を出る前、夫から離婚したい旨の話があり、自分もこのままでは生活ができなないので、離婚の決意はしていました。

行方不明のままの状態が続くと勤務先等の関係がしっくりいかなくなることもあり、自分としては早く離婚し、通常の生活に戻りたいと希望していますところ、今後の離婚手続きにつきお教えください。日本の離婚手続きについては全く無知であります。一方が行方不明の場合、離婚手続きは可能なのでしょうか。

対応 異国間同士の離婚は法律が異なることから種々問題があり、問題をひきずる例が多いようですので可能であれば、離婚に至らないよう努力する必要があると思います。お問い合わせの日本の離婚の方法ですが、通常両者が話し合い、お互いに合意して成立する「協議離婚」が主で、日本においては約9割がこの方法で離婚しています。一方、各種問題で「協議離婚」が成立しない場合は、家庭裁判所に申し立て調停を依頼する「調停離婚」があります。更に、この調停が不成立の場合は裁判所に審判を委ねる「裁判離婚」があります。

貴方の場合はご主人が行方不明ということですから、この「裁判離婚」の方法をとる必要があると思います。通常、裁判離婚を起こす場合は「調停前置主義」と言って、原則調停アクションなしで裁判を起こすことはできませんが、貴女の話から察するに、ご主人の行方が全く分からず、連絡が不可能であることから、調停をせず家庭裁判所に離婚裁判を起こすことができるでしょう。この場合の裁判の流れは、まず裁判所より被告であるご主人に呼び出し送達の方法をとり、行方がわからない場合は裁判所の掲示板に「送達手続きを行った旨」の書類を掲示(公示送達)する方法をとります。その後一定期間を得て、「欠席判決」の方法で原告の全面勝訴の判決が出されます。必要書類は、離婚裁判の場合、離婚を求める内容の訴状2通及び戸籍謄本1通が必要ですが、訴状は、弁護士に詳しく事情を説明し、適切な内容の訴状を作成してもらうことをお勧めします。

日本にける離婚が成立後、貴方の場合、ブラジルの規定によりブラジル政府に離婚届を提出することになります。

**エンディングノート国際版
～大切な人への覚書
スイス・ケアチームジャパンが出版**

エンディングノートとは、旅立つ者が残される者へ大切な記録や思いを書き残しておくことができる書き込み式ノート。いわゆる遺言に留まらず、気軽に書けること、またくことで自分の人生を見つめ直す機会にもなることから、元気な中高年にも広がりを見せている。海外で暮らす人においては、日本語や日本の風習を解さない伴侶、家族に死後を託すメッセージを残したいという思いは切実だ。そのようなニーズに応えるべく、スイスの日本人互助団体「ケアチームジャパン」は「エンディングノート国際版」を出版することとなった。日本国内、海外に住む日本人、およびその国際家族のために日本語/英語の見開き対訳形式を採用。エンディングノートとしては初の試みとなっている。



いざというときのために、介護・看病について希望、終末期の医療や死後のこと、家族や友人に宛て、後に残す言葉・渡したいもの、伝えたい思い・メッセージや、財産の記録、葬儀・法事についての希望等を網羅。付録として国際税務問題や遺言の例等も掲載している。

出版元はケアチームジャパン(スイス) e.note.ctj@gmail.com
予定価格2,300円で、当協会でも委託販売予定。

**パンアメリカン日系人大会
メキシコ・カンクンで開催**

アメリカ大陸の、日系人が一堂に会し、親睦を深める第16回パンアメリカン日系人大会(主催パンアメリカン日系人協会=矢

**日系社会
Topics**



野敬崇会長)が、9月1日から3日まで、メキシ

コのカンクンで行われた。

同大会は、二世以降の若い世代が各国の日系社会の現状や共通の課題について発表、討議し、連携関係を構築することを目的に2年に1回各国の持ち回りで実施されている。

次回は2013年、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催される。

**「タクワン貿易と日本文化」展
海外移住資料館**

JICA横浜海外移住資料館では、11月6日まで、特別展示「望郷～夢見るたくわん～」広告に見るタクワン貿易と日本文化」を実施している。

ハワイやアメリカ本土では、第二次世界大戦以前から日本人移住者を対象に日本の食品や雑貨を取り寄せる事業が行われ、タクワン貿易と呼ばれていた。

味噌醤油、乾物、缶詰など保存のきく食品や嗜好品、雑誌等が対象であったが、時代を経るとともにそうした商品が日系人以外にも消費されるようになり、食文化の他にも日本文化が広く伝播する礎を築いた。

タクワン貿易や関連した日系人の会社・商店の歴史解説の他、日本語新聞に掲載された、タクワン貿易の商品広告やレトロなデザインの当時の缶詰ラベル等を展示している。

《賛助会員便り》

東連寺八郎さん(兵庫県海外移住家族会)



3年前のブラジル移住100周年を記念して保存整備工事が行われた「旧神戸移住センター」は「市立海外移住と文化の交流センター」として再オープン、2年が過ぎました。お陰さまで入館者は目標数を超え順調なスタートを切りました。

建物の3階には日系ブラジル人二世の松原マリナさんを理事長とする「NPO関西ブラジル人コミュニティCBK」の事務所があります。この団体の活動の主なものは在日日系ブラジル人の子どもたちへの教育支援です。私も副理事長を務めていますが最近気になる事があります。

その第一は、日本への定住化が進み、日系ブラジル人約22万人の内半数近くの10万人が永住権を取得していますが、問題はこれらの人達の子ども達の学力が追いつかず高校へ行けない心配が有るという事です。日本で暮らしていく子どもたちの将来はどうなるのでしょうか。

第二点はリーマンショック後、約10万人近くの人達がブラジルに帰国しましたが、その子どもたちの現地での生活、学習には大変な困難が有ると云う事です。松原さんは今年8月サンパウロ州内の各地を訪問してこれらの子どもたちを支援している学校、団体と情報交換をしてきました。突然ブラジルに帰って来て悩んでいる子どもたちを見て、可哀そうだからもうこれ以上日本から帰って来て欲しくない...と云う一部の支援者の声もあるとの事です。

親の都合で振り回されている子どもたちの存在を忘れてはいけません。

NIKKEI NO.10
Network
海外日系人協会だより
2011 OCT.

発行/(財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 赤レンガ国際館2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners living in Japan

外国人のための医療・生命保険

- 🌻 VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- 🌻 外国人留学生向け保険
- 🌻 外国人技能実習生向け保険

- 🌻 VIVA LIFE-S (Life coverage)
外国人向け生命保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

